

新型コロナウイルス感染症対応のための緊急経済対策・主要項目一覧

(2020年4月20日版)

編集作成：株式会社 合同会計

*この資料は、政府・首都圏の地方自治体から公表されたものを急遽取りまとめたもので、項目によっては、予算成立までに変更されたりする場合がありますのでご留意下さい。

新型コロナウイルス感染症対応のための緊急経済対策・主要項目一覧（2020.04.20版）

NO.1

【コロナ関連の融資制度一覧①】									
融資制度の種類と融資要件など	融資対象要件	認定等	保証割合	融資（保証）窓口	売上高減少等の要件	融資（保証）限度額	メリット	デメリット	借換等
①セーフティネット4号（SN4）	地域：全国	市区町村	100%保証	金融機関・保証協会	▲20%以上※1	一般保証と別枠2.8億円	全額保証	認定手続・保証料有り	可能
②セーフティネット5号（SN5）	738業種	市区町村	80%保証	金融機関・保証協会	▲5%以上※1	SN4と併用で上記枠内	要件ゆるい	同上	可能
③危機関連保証	無	不要	100%保証	金融機関・保証協会	▲15%以上※1	SNとは別枠で2.8億円	全国・全業種	保証可能枠が不透明	可能
④民間版保証付融資（保証料・利子減免）	SN4・5準にする。	都道府県	SN4・5準にする。	金融機関・保証協会	個人事業▲5%以上※1	3,000万円	保証料と利子減免	・都道府県融資制度 がベースとなる。 ・保証協会の保証枠内	可能
					中小法人▲5%以上※1・3		保証料1/2		
					中小法人▲15%以上※1		保証料と利子減免		
⑤セーフティネット貸付	無	不要	—	金融公庫	売上要件無し	既存分含め4,800万円	融資条件緩和	金利は基準金利	—
⑥新型コロナウイルス感染症特別貸付	無	不要	—	金融公庫	▲5%以上※2 (業歴3ヶ月13ヶ月未満) 直近3ヶ月令1/10～12月の平均 売上高又は令1/12売上高と比較	中小事業：3億円 国民事業：6,000万円 設備20年・運転15年 据置5年・無担保	当初3年間金利 ▲0.9% (中小1 億円、国民3千 万円利下上限)	申込み急増で、審査が混雑 気味で実行迄に時間を要す 恐れあり。	令2年1月29 日以降融資 分も要件合 致なら適用 過ぎが可能
					別枠1,000万円 無担保・無保証	当初3年間金利 ▲0.9%	商工会議所・商工会の経営 指導を受けることが条件	—	
⑦新型コロナウイルス対策マル経融資	小規模事業者※4	商工会議所等	—	金融公庫	▲5%以上※2	3億円 設備20年・運転15年 据置5年・無担保	当初3年間金利 ▲0.9%	中堅企業向け（一般の中小 事業者には敷居が高い。）	令2年3月19 日からつな ぎ融資可
⑧危機対応融資	無	不要	—	商工中金	▲5%以上(⑥と同じ)※2	6,000万円 設備20年・運転15年 据置5年・無担保	当初3年間金利 ▲0.9% (1億円 利下上限)	—	—
⑨特別利子補給制度	⑥⑦⑧融資先	不要	—	金融公庫・商工中金	個人事業：要件なし	公庫(中小事業1億円、国 民事業3,000万円上限) 中金(危機対応1億円上限)	借入後当初3年 間利子補給	売上要件に注意	⑥と同様の 措置有り
					小規模法人▲15%以上※1・3				
					中小法人：▲20%以上※1				
⑩生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生事業関係 事業者※5	不要	—	金融公庫	▲5%以上(⑥と同じ)※2	6,000万円 設備20年・運転15年 据置5年・無担保	当初3年間金利 ▲0.9% (3,000 万円利下上限)	⑥に同じ	⑥に同じ
⑪新型コロナウイルス対策衛経	⑩に同じ	不要	—	金融公庫	▲5%以上※2	別枠1,000万円 無担保・無保証	当初3年間金利 ▲0.9%	生活衛生同業組合等の経営 指導を受けることが条件	—
⑫生活衛生関連・特別利子補給制度	⑩⑪の融資先	不要	—	金融公庫	個人事業：要件なし	⑩の特別貸付 ⑪の衛経貸付 公庫の既往債務	借入後当初3年 間利子補給	売上要件に注意	⑥と同様の 措置有り
					小規模法人▲15%以上※1・3				
					中小法人：▲20%以上※1				
⑬衛生環境激変対策特別貸付	旅館飲食喫茶店業	不要	—	金融公庫	①▲10%以上※2②中長期の 業況回復見込（2要件該当）	別枠1,000万円 旅館業3,000万円	振興計画認定済 は金利▲0.9	2つの要件に注意	—
⑭金融公庫・商工中金の既往債務の借換	無	不要	—	金融公庫・商工中金	⑥⑦⑧⑩⑪融資対象先の既往債 務借換と金利無利子化：右欄は 借換限度額と（無利子上限額）	中小事業：3億円（1億円） 国民事業：6千万円（3千万円） 商工中金：3億円（1億円）	・当初3年間実 質無利子化と実 質リスク可能	⑥に同じ（窓口混雑）	可能
⑬政府系金融機関への配慮要請	経済産業大臣名で計4回にわたり、政府系金融機関と信用保証協会のトップに「事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行う配慮を要請！								
⑭民間金融機関への積極支援要請	金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の受付変更等）実施するよう計4回要請！								

※1.前年同月比 ※2.前年又は前々年同月比 ※3.製造・建設・運輸その他業種（従業員20名以下）、卸小売・サービス業（従業員5名以下）※4.常時使用従業員20人以下（宿泊娯楽業を除く商業サービス業は5人以下）

※5.理容店・美容店・浴場・ホテル旅館等のサービス業、飲食店・喫茶店等の飲食業、食肉・鮮魚・鶏肉等の販売業をいう。

作成：株式会社合同会計

【コロナ関連の融資制度一覧②】

融資制度の種類と融資要件など	融資対象要件	認定等	保証割合	融資（保証）窓口	売上高減少等の要件	融資（保証）限度額	メリット	デメリット	借換等
⑮小規模企業共済・特例緊急経営安定貸付等	契約者	不要	—	中小企業基盤整備機構	▲5%以上※2	上限2,000万円	迅速	受付混雑か？	—
						償還4年～6年（据置1年）			
						無利子・半年毎元金均等返済			
						延滞利子免除・掛金納付延長			
⑯手形や小切手の不渡り処分の猶予	発行事業者	—	—	全国銀行協会	期日までに支払できない手形・小切手を不渡りとししない。	取引停止回避	猶予期間に留意	—	
⑰中小企業・個人事業者向け無利子融資（さいたま市）	市内に本社・本店のある事業者	—	売上減少など	—	融資限度2,000万円／返済7年・据置1年／3年間無利子・以後0.4%）／無担保無保証	さいたま市	詳細不明	詳細不明	

※1.前年同月比 ※2.前年又は前々年同月比 ※3.製造・建設・運輸その他業種（従業員20名以下）、卸小売・サービス業（従業員5名以下）※4.常時使用従業員20人以下（宿泊娯楽業を除く商業サービス業は5人以下）

※5.理容店・美容店・浴場・ホテル旅館等のサービス業、飲食店・喫茶店等の飲食業、食肉・鮮魚・鶏肉等の販売業をいう。

新型コロナウイルス感染症対応のための緊急経済対策・主要項目一覧（2020.04.20版）

NO.2

【コロナ関連給付金・生活支援等一覧】

【給付金・生活支援一覧】	給付対象者	給付要件（売上高減少要件）	給付額・融資額	申請先	売上減等の疎明資料	申請方法
①持続化給付金	資本金10億円未満の中堅・中小企業・小規模事業者・個人事業者（フリーランスを含む。）	▲50%以下（前年同月比）	前年の総収入（事業収入）－前年同月比50%以下の売上高×12ヶ月＝給付額（上限額：法人200万円／個人100万円）	政府が定める事務所の予定	売上台帳などが想定される。	原則：ネット申請の予定
②特別定額給付金（補正組換）：非課税	国民（住民基本台帳）	所得制限なし	1人当たり10万円	市町村	マイナンバー・銀行口座等	郵送WEB
③個人向け緊急小口資金等の特例	生活資金困窮者	休業者向け緊急小口資金 失業者向け総合支援資金	休業特例貸付 20万円 その他貸付 10万円 償還期限2年以内（据置1年）／無利子・無保証人	市長村社会福祉協議会	窓口で要相談	電話等
			単身世帯貸付 月15万円 2人以上世帯貸付 月20万円 償還期限10年以内（据置1年）／無利子・無保証人			
			1事業者当たり10万円			
			単数事業所家賃補助10万円 複数事業所家賃補助20万円			
④感染防止対策協力金（東京都）	東京都所在の事業者	概ね20日以上営業自粛要請が要件	1店舗保有者 50万円 複数店舗保有者100万円	東京都	確定申告書・休業記録	WEB他
⑤－A 中小企業者支援金（埼玉県） －B 業種別組合応援金（埼玉県）	埼玉県内の中小企業者	4月8日～5月6日の間7割以上休業	20万円又は30万円（複数事業所を保有する者）	埼玉県	確定申告書・休業記録	WEB他
	埼玉県内の業種別組合	感染防止に適切に対応した業種別組合	1組合500万円		補正予算成立後	
⑥感染拡大防止協力金（神奈川県）	神奈川県所在の中小企業・個人事業主	感染防止協力の要請に応じた事業所	1事業者当たり10万円	神奈川県	申請期間5月7日から末日	WEB他
			単数事業所家賃補助10万円 複数事業所家賃補助20万円		確定申告書・休業記録	
⑦中小企業等支援金（千葉県）	千葉県所在の中小企業等（休業要請の要件有り）	▲50%以下（前年同月比）	1事業者当たり10万円	千葉県	確定申告書・休業記録	WEB他
		上欄の事業者への店舗家賃補助	1店舗保有10万円 複数店舗保有者20万円			
⑧小規模事業者給付金（仮称・川口市長公表）	川口市の小規模事業者	売上減少など？	1事業者当たり10万円	川口市	補正予算成立後	
⑨休業補償	◎野党共同会派が議員立法による「新型コロナウイルス対策特別措置法（特措法）」改正案を検討。					
⑩家賃支援	◎4月17日共同会派が家賃支払い猶予の議員立法を大筋了承。政府・与野党連絡協議会などで協力呼びかけへ。今後の動きにご留意下さい。					

注●印の番号は、各自治体の支援金・協力金等を示す。

作成：株式会社合同会計

新型コロナウイルス感染症対応のための緊急経済対策・主要項目一覧（2020.04.20版）

NO.3

【税制上の特例措置一覧】													
国税関係の税制	特例の概要			担保	延滞税								
①所得税等の申告・納付期限の延長	①所得税及び贈与税の申告・納付期限	令和2年3月16日の期限を4月16日に延長	4月17日以降も柔軟に申告書受付	不要	不要								
	②個人消費税の申告・納付期限	令和2年3月31日の期限を4月16日に延長											
②国税の納税猶予の特例	①現行の納税猶予・換価猶予	◎一定期間(原則1年)において、大幅な赤字(財産の損失に起因する場合を除く)が生じ、一時の納税ができないと認められる場合に納税を原則1年間猶予。		必要	年1.6%※1								
	②特例措置の納税猶予	◎令和2年2月から納期限までの一定期間(1ヶ月以上)において、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合について1年間納税を猶予。		不要	免除								
③欠損金の繰戻し還付の特例	◎資本金1億円以下の青色申告法人の繰戻し還付制度の適用について、現行の資本金基準を「 資本金10億円以下の青色申告法人 」(中堅企業)まで適用範囲を拡充		◎令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用		—	—							
④テレワーク等の設備投資税制	◎現行の中小企業経営強化税制は、中小企業者等(個人含む)が認定を受けた経営力向上計画に記載された「生産性向上設備」、「収益力強化設備」を取得した場合に、 即時償却又は7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除 ができる。		◎特例においては、テレワーク等のための設備投資「 デジタル化設備 」※2を新類型として追加。適用期限は令和3年3月31日。		—	—							
⑤払戻請求権放棄のチケット代等の寄付金控除	◎政府の自粛要請で中止された 国内イベント等のチケット払戻請求権 を放棄した者の放棄金額(上限20万円)について、 寄付金控除 (所得控除又は税額控除)の対象とする。		◎主催者が文化庁等に申請・証明書等を放棄者に交付		—	—							
			◎令和2年2月1日から令和3年1月31日間の中止イベント		—	—							
⑥住宅ローン控除の適用要件の弾力化	◎ 需要変動平準化型 次の要件を満たす場合は、令和2年12月末までに入居できなくても「13年ローン控除」※3が令和3年分以後の申告にも適用可 ①コロナの影響で新築・建売・中古・増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと ②新築住宅の場合は令和2年9月末までに、建売・中古・増改築の場合は令和2年11月末までに契約を行っていること ③令和3年12月末までに②の住宅に入居していること			—	—								
	◎ 中古住宅 について、その取得から6ヶ月以内に入居できなくても次の要件を満たす場合は、上記同様に令和2年分以後の申告に適用可 ①取得後に増改築した中古住宅への入居が、コロナの影響で遅れたこと ②①の増改築の契約が、中古住宅取得の日から5ヶ月後まで、又は特例施行日の2ヶ月後までに行われていること ③①の増改築等の終了後6ヶ月以内に、その住宅に入居していること												
⑦消費税課税事業者選択届出書等の提出の特例	◎コロナの影響で事業者の 一定期間(1ヶ月以上) における売上が 著しく減少(前年同期比50%以上) した場合、課税期間開始後※4においても「課税事業者選択届出書」・「課税事業者選択不適用届出書」の申請と適用を認める。			—	—								
	◎「課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件」、「課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産(100万円以上)を取得した場合等の3年間の継続適用要件(3年間免税事業者になれない)」を適用しない。												
⑧コロナ関連特別貸付契約書の印紙税の非課税	◎コロナ関連の「特別貸付」に係る金銭消費貸借契約書の印紙税を非課税とする。既に印紙貼付済みの場合は遡及的に還付する。			—	—								
⑨固定資産税等の軽減	◎事業者が保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税・都市計画税※5を、売上の減少幅(下記参照)に応じ、ゼロ又は半額とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">30%以上～50%未満</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">全額</td> </tr> </table>			2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	➡	30%以上～50%未満	2分の1			50%以上	全額	—	—
	2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	➡	30%以上～50%未満	2分の1									
		50%以上	全額										
◎生産性向上を目的とする機械装置・器具備品等の償却資産の固定資産税の3年間軽減(ゼロ又は1/2)の特例を下記のとおり拡充※6 ①事業用家屋(取得価額300万円以上の先端設備)とともに導入されたものを追加 ②構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの(注)既に先端設備投資計画申請済みの事業者は、これらを含めた計画変更の申請が必要													
⑩地方税の納税猶予	◎コロナの影響で事業や財産に著しい損失を被った場合、又は事業者や家族が罹患した場合、若しくは事業の廃止・休止に至った場合、納税者の申請により、納税の猶予や換価の猶予が認められる。			—	—								

※1.コロナの影響で財産損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。 ※2.遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する機械設備、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア ※3.消費税率10%での取得住宅等の10年+3年のローン控除

※4.特例法適用後に申告期限が到来し、かつ令和2年2月1日以降令和3年1月31日までの期間に、売上減少が生じた期間が存在する課税期間に適用(申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別承認を得た場合に課税選択の適用変更を認める。)

※5.2020年分の固定資産税・都市計画税は、1年間猶予可能 ※6.導入促進基本計画の同意を受けた市町村1,642自治体(内、税額ゼロ適用自治体数1,642)

作成：株式会社合同会計

【雇用・社会保険・その他の特例措置一覧】	
雇用調整助成金とは？	◎経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業・教育訓練・出向等に要した費用（休業手当等）を助成する制度で、①助成率は一般的な場合で、中小企業で2/3、大企業で1/2です。②対象となる事業主とは雇用保険適用（加入）事業所をいい、③支給対象労働者とは、雇用保険被保険者（加入者）です。この制度が、新型コロナ感染対策として、以下のような助成内容の拡充と要件緩和などの特例措置が講じられます。
①助成内容・対象の大幅拡充 (令2年4月1日～6月30日までの休業等に適用)	1. 助成率の引上げ ◎中小企業：2/3を ➡ 4/5 に引上げ ◎大企業：1/2を ➡ 2/3 に引上げ 【解雇等を行わなかった場合の助成率の上乗せ： ◎中小企業：9/10 ◎大企業：3/4】
	2. 教育訓練を実施した場合の加算額（一日一人当たり1,200円）の引上げ ◎中小企業：2,400円 ◎大企業：1,800円
	3. 加入期間が6ヶ月以上の被保険者を対象とする要件を緩和して、加入期間6ヶ月未満の被保険者（新規学卒者等）も対象とする。
	4. 支給限度日数の拡充 1年で100日・3年で150日の支給限度日数とは、別枠で利用可能とする。
	5. 雇用保険被保険者（加入者）でない労働者（非正規雇用者など）の休業も対象とする。
②受給要件の緩和 (休業等の初日が令2年1月24日以降のものに遡って適用) ※1. 生産指数要件緩和は令2年4月1日～6月30日までの期間に適用	1. 生産指標の要件緩和 最近3ヶ月の生産量（売上高）などが「前年同期比▲10%以上減少」という要件を、「最近1ヶ月▲5%以上減少」に緩和！※1.
	2. 雇用者数（受入派遣労働者含む）が最近3ヶ月で一定規模以上増加（大企業：5%超かつ6人以上/中小企業：10%超かつ4人以上）していない雇用者数要件を緩和して、増加していても助成対象とする。
	3. 1年間のクーリング期間（過去に助成を受けている事業主は、1年間は制度利用ができない期間）を撤廃する。
	4. 休業規模要件（対象労働者の休業延日数÷対象労働者の所定労働延日数の割合）を下記のとおり緩和する。 ◎中小企業1/20 ➡ 1/40 ◎大企業1/15 ➡ 1/30
	5. 事業所設置後1年以上を必要とする設置要件を緩和する。
③活用のしやすさ措置 (休業等の初日が令2年1月24日～7月23日までの場合に適用)	1. 休業実施計画書の事後届出を令2年6月30日まで認める。
	2. 短時間一斉休業の要件を緩和（部署ごと・部門ごと、職種別や仕事の種類ごと、シフト制や交代制などの勤務体制ごとにまとめて実施される休業等）でも支給対象となる。
	3. 残業相殺制度（休業期間中に休日出勤や残業をさせた場合の日数を助成対象の休業延日数から控除するルール）を当面停止する。
	4. 申請書類の大幅な簡素化（売上等を証明する書類、労働者を確認する書類、賃金支給、勤務実績等の書類なその添付書面は、会社にある書類等でも受理する。）
厚生年金保険料等の納付猶予の特例	◎新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があった事業主を対象に、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料等の納付を猶予することができるようになります（令2年4月30日成立見込みの関連法案で詳細決まる）。納付の猶予が適用された場合、担保提供は不要で、延滞金もかかりません。
労働保険料等の猶予制度	◎新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失（全積極財産のおおむね20%以上の損失）を受けた場合には、事業主の申請によって、1年の範囲内で労働保険料等の納付の猶予が認められます。管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」など所定の書類を提出する必要があります。
国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料等の取り扱い	◎新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料等の徴収猶予等が、「特別な理由がある者」として認められる場合がありますので、居住地の市区町村又は国民健康保険組合に問い合わせをして下さい。
電気・ガス料金の支払猶予等	◎個人・企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方には、その置かれた状況に配慮し、料金未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の猶予については、柔軟な対応を行うことを要請（政府より）しています。（4月7日）

作成：株式会社合同会計

◎ご留意下さい。緊急経済対策・主要項目にはまだ法律が成立していないものが多く含まれていますので、詳細は、法案成立（令2年4月30日成立見込み）を待って詳細をご確認下さい。また、これらの経済対策の制度を活用する場合は、殆どの制度が自ら「申請」することが前提ですので待っていても特典を享受できないことを良くご理解下さい。申請に当たっては、多くの制度において、売上減少を証明する書類の提出が要求されますので、会計帳簿や会計データ等を整理・入力しておく必要があります。